（発行保証金の取戻し）

第四十条　令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手続が終了した日における未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　法第三十一条第一項の権利の実行の手続が終了した日（以下この項において「手続終了日」という。）以前に到来した直近の基準日（以下この項において「直近基準日」という。）における基準日未使用残高

ロ　直近基準日の翌日から手続終了日までに発行した前払式支払手段の発行額の合計額

二　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　直近基準日の翌日から手続終了日までに法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段の使用により代価の弁済に充てられた金額

ロ　直近基準日の翌日から手続終了日までに法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量を当該手続終了日において金銭に換算した額

2　令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手続が終了した日における未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が終了した日（以下この項において「払戻終了日」という。）以前に到来した直近の基準日（以下この項において「直近基準日」という。）における基準日未使用残高

ロ　直近基準日の翌日から払戻終了日までに発行した前払式支払手段の発行額の合計額

二　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　直近基準日の翌日から払戻終了日までに法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段の使用により代価の弁済に充てられた金額

ロ　直近基準日の翌日から払戻終了日までに法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量を当該払戻終了日において金銭に換算した額

（保有者に対する前払式支払手段の払戻し）

第四十一条　法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める額は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一　払戻しに係る前払式支払手段のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　次項の規定により公告をした日（以下この条において「払戻基準日」という。）以前に到来した直近の基準日（以下この項において「直近基準日」という。）における基準日未使用残高

ロ　直近基準日の翌日から払戻基準日までに発行した当該前払式支払手段の発行額の合計額

二　払戻しに係る前払式支払手段のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　直近基準日の翌日から払戻基準日までに法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段の使用により代価の弁済に充てられた金額

ロ　直近基準日の翌日から払戻基準日までに法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量を当該払戻基準日において金銭に換算した額

2　前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定により払戻しを行おうとするときは、当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に対し、第一号から第五号までに掲げる事項を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告するとともに、次の各号に掲げる事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければならない。

一　当該払戻しをする旨

二　当該払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称

三　当該払戻しに係る前払式支払手段の種類

四　当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと。

五　前号の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されるべきこと。

六　当該払戻しに関する問い合わせに応ずる営業所又は事務所の連絡先

七　第四号の申出の方法

八　当該払戻しの方法

九　その他当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項

3　前項の場合において、物品の給付又は役務の提供が発行する者又は当該発行する者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用される前払式支払手段につき払戻しを行おうとするときは、当該前払式支払手段を発行する者は、同項の規定による掲示に代えて、当該前払式支払手段発行者が当該前払式支払手段の利用者に対して提供する第二十二条第一項に規定するいずれかの方法と同一の方法により、前項各号に掲げる事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の利用者に提供しなければならない。

4　前払式支払手段発行者は、第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十四号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該公告の写し

二　第二項の規定による掲示の内容が確認できる書類

三　第二項の規定により講じた措置の内容を記載した書面

5　前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、別紙様式第二十五号に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　第一項各号に掲げる合計額並びに同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額

二　前条第二項各号に掲げる合計額並びに同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額

三　第二項の規定により掲示をした期間

四　第二項第四号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第六号において同じ。）の総額

五　当該払戻しの手続において、保有者に払い戻した額の総額

六　当該払戻しの手続によって除斥された前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額

6　前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しを完了することができないときは、速やかに、別紙様式第二十六号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。（払戻しが認められる場合）

第四十二条　法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　基準日を含む基準期間における払戻金額（法第二十条第一項の規定により払い戻された金額を除く。次号において同じ。）の総額が、当該基準日の直前の基準期間において発行した前払式支払手段の発行額の百分の二十を超えない場合

二　基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準期間の直前の基準日における基準日未使用残高の百分の五を超えない場合

三　保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合

（前払式支払手段の発行の業務に係る情報の安全管理措置）

第四十三条　前払式支払手段発行者は、その業務の内容及び方法に応じ、前払式支払手段の発行の業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第四十四条　前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払式支払手段の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。